

修 繕 仕 様 書

修 繕 名 : 岡東浄化センター汚泥処理施設給水ユニット修理
修繕場所 : 岡山市東区升田 6 1 4 番地 1 1
修繕期間 : 契約締結の日 から 令和 9 年 2 月 26 日 まで

第 1 章 総 則

第 1 節 一般事項

(目的)

第1条 本仕様書は、上記修繕の基本的内容について定める。受注者は現場説明書、仕様書及び図面等（以下「設計図書」という。）に基づいて本市関係職員（以下「監督員」という。）の指示に従って誠実に履行すること。なお、本業務は、設計図書及び業務に関係ある法令条例等に準拠し、定められた期間内に優秀な技術で履行すること。

(提出書類)

第2条 受注者は、本業務について次の関係書類を提出すること。

契約時に提出

- | | |
|-----------|----|
| 1. 課税事業者届 | 1部 |
| 2. 修繕契約書 | 2部 |

業務着手までに提出

- | | |
|------------------------------|----|
| 1. 着工届 | 1部 |
| 2. 工程表 | 1部 |
| 3. 現場責任者及び主任技術者届 | 1部 |
| 4. 下請負通知書及び添付書類(下請負を付した場合のみ) | 1式 |

業務完了後 契約工期末までに提出

- | | |
|----------------------|----|
| 1. 修繕写真帳 (A4カラー・工程毎) | 1部 |
| 2. 修繕報告書 | 1部 |
| 3. 完工通知書 | 1部 |
| 4. その他監督員の指示する書類 | 1式 |

(現場責任者)

第3条 現場責任者は、監督員の監督を受け、契約の履行に関し、その運営や取締り等を行うほか、契約に基づく受注者の一切の権限（請負金額の変更、請負期間の変更、請負金額の請求及び受領、契約の解除に係るもの等を除く。）を行使することができる。

(条件変更等)

第4条 設計図書及び図面に明示のない場合又は疑いを生じた場合等は、直ちに監督員に通知しなければならない。

(官公署その他への手続き)

第5条 本業務の履行に必要な届出や手続等は、あらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受注者がこれを代行する。これらに要する費用は、特別に本市が指示・指定したもの以外はすべて受注者の負担とする。

(災害防止等)

第6条 本業務の履行に当たっては、作業に従事する者の安全災害防止対策等に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意して行うこと。なお、履行中、第三者に危害等を与えた場合は、受注者の責務において、誠意をもって解決すること。また、業務履行に当たり、監督員と事前に打合わせ等を行い、機場の運転管理に支障がでないよう努めること。

(臨機の処置)

第7条 災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。とった処置の内容は遅滞なく監督員に報告すること。また、本業務履行中において対象の機器等に異常が発見された場合、軽微な異常は、調整や修理を行うこと。

(修繕用電力等)

第8条 本業務の履行に必要な電力・用水は、原則として本市が支給するが、使用に際しては、あらかじめ本市の承諾を受けること。

(有資格作業)

第9条 受注者は本業務進捗に関し、法令等の定めるところにより有資格者の常駐等が必要な場合は、受注者の責任義務にて措置し、現場の安全就労と円滑な進捗に努めること。なお、有資格者等を選任する場合は、作業前に有資格者を証する書類の写しを提出し、監督員の承認を得ること。

(弁済復旧)

第10条 本業務の履行に際し、建造物、機器等を損傷しないように十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに原状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受注者の負担とする。

(整理整頓)

第11条 受注者は、本業務の履行期間中および業務完了に際して、監督員の指示に従い履行場所全般の整理・整頓・後片づけおよび清掃等を行うこと。

(別契約の関連作業)

第12条 別契約の関連作業〔工事、修繕、委託等〕については、当該関係者と協力し、履行場所の運転管理をも含め、全体の円滑な進捗を図ること。

(使用工具等)

第13条 本業務の履行に使用する工具及び機器類は、受注者の責任において準備するとともに、使用前には十分に点検整備を実施すること。ただし、専用工具等を必要とする箇所について、本市の保有する工具が必要な場合は貸し出すものとする。受注者は、専用工具等の貸し出しを受けたときは、遅滞なく借用書を提出し、貸与品の取扱いには十分注意すること。

(使用材料)

第14条 本業務に使用する材料等は高信頼性、耐久性、安全性を具備した高品質のものであり、材料検討等により最適なものを選定し、既設品と同等もしくは同等以上の性能を有する新品とする。同種の製品・部品等は、完全な互換性を有するものでなければならない。また、JIS等、各種法規・規格に制定されているものについては、これに適合しなければならない。設計図書に表示されていない軽微な部品について交換が必要と考慮されるものについては、受注者が交換すること。受注者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには十分注意しなければならない。

(発生材の処理)

第15条 1. 発生材のうち、特記により引渡しを要するものは、清掃を行い、指示された場所に整理のうえ、調書を添えて監督員に引渡すこと。
2. 発生材のうち、特記により再生資源利用を図ると指定されたものは、構内において分別し、所定の再生資源化処理施設等に搬入した後、調書を監督員に提出すること。
3. 1及び2以外の引渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進綱、その他関係法令等に従い、適切に処理し監督員に報告すること。
なお、特別管理産業廃棄物のある場合は、特記による。

(石綿含有建材の事前調査及び報告)

第16条 1. 受託者は、本業務の対象となる建築・工作物等において、大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき石綿含有建材の事前調査を施工前に実施し、監督員に書面にて調査結果の説明を行ってから着手すること。
同法第2項に基づく協力が必要な場合は監督員に通知すること。
2. 大気汚染防止法施行規則第16条の11第1項に該当する業務については同規則第4項に定められた報告を受託者が行うとともに石綿事前調査結果報告システムからダウンロードした報告書を発注者へ提出すること。
3. 石綿事前調査は、別表1のとおり環境省で定める有資格者により調査を行うこと。
4. 大気汚染防止法施行規則第16条の5第1項に掲げる建築物等は調査対象としな
い。また、石綿等が含まれていないことが明らかであって、当該材料の除去等を行うときに周囲の材料を損傷させる恐れのない作業等も同様とする。

(検査)

第17条 本業務の履行期間中、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け、承諾を得た後に次の工程に移行すること。また、業務完了後、受注者は、本市検査員の指示通りに検査を受け、合格しなければならない。受注者は、検査に合格しない場合、遅滞なく補修や改造をし、再検査を受けなければならない。

別表 1 <対象工作物及び事前調査の資格>

区分	対象工作物	事前調査の資格（下記のいずれか）
特定工作物 （石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物 （令和2年厚生労働省告示第278号、一部改正令和5年厚生労働省告示第89号））	① 反応炉 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。） ⑤ 焼却設備 ⑥ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。） ⑦ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） ⑧ 変電設備 ⑨ 配電設備 ⑩ 送電設備（ケーブルを含む。）	工作物石綿事前調査者
	⑪煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） ⑫トンネルの天井板 ⑬プラットホームの上家 ⑭遮音壁 ⑮計量盛土保護パネル ⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	・ 工作物石綿事前調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
	上記（①～⑰）以外の工作物 （※）塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	

第 2 章 特記事項

第 1 節 概 要

(修繕概要)

第1条 岡東浄化センター汚泥処理施設に設置している給水ユニットが、長年の使用により劣化し破損しているため、修理を行い本来の性能を回復させるもの。

(対象機器)

第2条 本業務の対象機器は、下記のとおりとする。

1. 給水ユニット

製造会社 株式会社荏原製作所
型 式 80UYRMS267.5

(修繕内容)

第3条 本業務の内容は、下記のとおりとする。

1. 汚泥処理施設給水ユニット修理工 1式

1) 汚泥処理施設給水ユニット部品取替修理工

・取替部品

品名	既設型番	数量	単位
No. 2給水ポンプ	80MS267.5	1	台
制御盤	EPF2N7.5DHLX	1	面

2) その他

- ・ 機器の設定、調整、試運転調整及び撤去部品の処分を含む。
- ・ 調査確認を十分に行い、施工すること。

(注意事項)

第4条 本業務実施に際し、以下の点に注意すること。

- ・ 本修繕の施工に際し、当処理場の運転に支障をきたさないようにすること。
- ・ 当処理場内の設備を使用する場合は、あらかじめ監督員の許可を得ること。
- ・ 本業務の施工において、必然的に発生する軽微な修理及び消耗品取替は、本業務に含むものとする。
- ・ 本修繕施工にあたり撤去品及び廃材は受注者において関係法令に従って適切に処分すること。
- ・ 費用が発生する不具合箇所が見つかった場合は、監督員と協議し、取替部品等の納期の確認、修理費用の見積りなど速やかに対処すること。
- ・ その他詳細については、監督員とその都度協議を行うこと。